

下まで連携した流通・加工や住宅供給など地域材利用、低質材・木質バイオマス利用、地域材実需に結びつく購買層の拡大を図るなどの消費者対策、情報化等を通じた消費者ニーズに対応できる生産流通体制の整備、グリーン購入法による間伐材の利用の促進等を推進する。

- IPCC良好手法指針に即した森林における吸収量の報告・検証体制の強化を引き続き計画的に推進する必要がある。

(都市緑化等の推進)

- 「緑の政策大綱」や市町村が策定する「緑の基本計画」等の策定、これらに基づく都市公園の整備、道路、河川、砂防、港湾等の公共公益施設等の緑化や緑地の保全等を着実に実施するとともに、市民、企業、NPO等の幅広い主体の参画による都市緑化や民有緑地の保全、緑化地域制度や立体公園制度の活用など、多様な手法・主体による市街地等の新たな緑の創出の支援等を積極的に推進する必要がある。
- IPCC良好手法指針に即した、都市公園、道路、河川等における緑地等の吸収量の報告・検証体制確立に向けた検討を引き続き進める必要がある。

(5) 京都メカニズムに関する対策・施策の強化

(1. 6%分の京都メカニズム活用の必要性)

- 現大綱においては、国内対策により-4.4%まで削減するという目標が定められているが、京都メカニズムについては、国内対策の各目標が総体として超過達成されることがありうるという前提の下、その具体的な活用量は明記されていない。
国内対策による-4.4%削減目標と、-6%削減約束との差である1.6%分については、我が国が京都議定書に合意したとき以来、国内対策による削減分とは別枠の京都メカニズム活用分として取り扱われてきている。
- 今回の大綱の評価・見直しの結果を受け、国内対策が-4.4%よりも超過達成されることは困難であることから、1.6%分については、あらかじめ京都メカニズムを活用することを予定して対策を進める必要がある。
1.6%分のクレジットを議定書の遵守に用いるためには、政府がこれを取得し、国別

登録簿の遵守口座に入れが必要である。

この1.6%分については、産業部門など国内対策に係る各部門のいずれも責任を持つておらず、また、京都議定書採択以来の経緯からしても、政府の責任により確保すべきである。

- また、京都メカニズムによるクレジットの確保に関する国際的な争奪戦が始まっていることを踏まえれば、京都議定書目標達成計画においては、1.6%分確保のための具体的な政策措置を明記して、第2ステップから計画的にクレジットを取得すべきである。

(CDM、JI及びグリーン投資スキームの活用)-

- 京都メカニズムの活用により、1.6%分のクレジットを確保するに当たっては、CDM、JI及び国際排出量取引のうち、具体的な排出削減努力に裏打ちされ、ホスト国の持続可能な発展にも資するCDM/JIを中心として活用すべきである。
- 国際排出量取引については、それが単なるホットエア（排出削減努力の裏付けのない余剰排出枠）の購入に当たる場合には、その活用に慎重であるべきである。ただし、国際排出量取引にも、排出枠の売買代金を環境対策に使用するという条件で排出枠の取引を行う「グリーン投資スキーム」という仕組みの検討が中東欧諸国で進められている。1.6%分、すなわち年間約2000万t-CO₂、5年分の総計で約1億t-CO₂ものクレジットを確保するためには、グリーン投資スキームも含めて活用していく必要がある。

(1.6%の確保に向けた政策としての「政府によるクレジット調達制度」の必要性)

- 1.6%分のクレジット確保のための政策としては、まず、CDM/JIプロジェクトの設備整備に対し政府が補助金を交付し、補助額に応じて政府がクレジットを取得する「CDM/JI設備補助方式」を考えられる。
この方式は、①設備整備段階から資金を助成するため案件形成を促進する効果が高い、②取得できるクレジットが設備整備補助額の範囲内に限定される、③政府側がより大きなリスクを負う、といった特徴がある。
- 設備補助方式以外のクレジット確保のための施策としては、クレジットの移転と引換えに支払うことを基本とする「政府によるクレジット調達制度」を考えられる。
この制度は、①事業者からすれば設備整備段階でのファイナンスに課題がある一方、政府としてはプロジェクトに係るリスクを避け、資金をより有効に活用することができ

る、②プロジェクトから発生するクレジット全量の取得も可能である、③現物クレジットの取得も可能である、④世界中から優良なプロジェクトを選定することも可能である、といった特徴がある。

- 「政府によるクレジット調達制度」は、①政府による直接調達（CDM/JIプロジェクトの入札制度 等）、②クレジット調達の外部機関（国際機関、民間金融機関等）への委託（専用の基金の設置）、③他国や民間企業等も出資する基金への一部出資、に分類されるが、いずれも、まとまった量のクレジットを効率的に取得するのに適しているため、オランダ、スウェーデン、オーストリア、イタリアなど欧州各国において既に実施に移されており、政府の財政支出によるクレジット取得のための主要な施策となっている。
- 政府は、平成17年度予算案において、CDM/JI設備補助を大幅に拡充する方針を取り、環境省では16年度6億円から17年度20億円に、経済産業省では16年度24億円から17年度37億円に、それぞれ増額の予算案となっているが、これは、「CDM/JI設備補助方式」の案件形成促進効果に着目し、既存のCDM/JI設備補助予算を拡充することにより、案件形成の促進と補助額の範囲内でのクレジット取得を図ろうとしたものである。
- 一方、第一約束期間の開始が3年後に迫っている状況にかんがみれば、CDM/JI設備補助方式だけで1億t-CO₂ものクレジットを確保することは困難と考えられる。1.6%分のクレジットを確保するためには、「CDM/JI設備補助方式」と並行して、我が国においても、「政府によるクレジット調達制度」を可能な限りの早期、すなわち2006年度から導入することが不可欠であり、その旨を京都議定書目標達成計画に掲げて計画的に取組を進めていくことが必要である。その際、1億t-CO₂のクレジットを確実に取得するためには、CDM/JIプロジェクトのリスクを踏まえ、一定の余裕を見込んでおく必要がある。
- また、2006年度からクレジット調達制度を立ち上げるため、関係省庁において調達制度の具体像について早期に具体化するとともに、民間の知見も活用しつつ調達のための体制整備を図っていく必要がある。

（ODAの活用について）

- マラケシュ合意においては、CDMについて、公的資金を活用する場合にはODAの流用であってはならないとされている。京都メカニズムの活用に当たっては、国際的な理解を求めながら、ODAの適切な活用について検討していく必要がある。

6. 地方公共団体の施策

(1) 地域の温室効果ガスの排出の抑制等の施策

- 地球温暖化対策の推進のためには、地域のきめ細かな環境行政の担い手である地方公共団体がイニシアティブを発揮することが不可欠である。6%削減約束の遵守は国の責任であるが、国全体で省エネルギーや新エネルギー対策や森林管理等が具体化されるかどうかは、国全体の基盤である地域から積み上がっていくかどうかにかかっている。地域から発想して、地域の実情に最もあった取組を地方公共団体が主体的に推進するという考え方方が重要である。地球温暖化対策の推進に当たって、地方公共団体の果たす役割は大きい。

このため、地球温暖化対策推進法に基づき、京都議定書目標達成計画を勘案して、その区域の自然的・社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策（地域推進計画）を策定し、実施する努力が求められる。

- 例えば、地域づくりの推進者として、地方公共団体は、あらゆる政策の中に地球温暖化対策を組み込んで、温室効果ガスの排出削減に資する都市整備の推進、社会資本整備等の基盤づくり、木材資源の有効利用等の推進を図るとともに、植林、里山林の整備、国土緑化運動の推進等の森林の保全及び整備等の対策を実施することが求められる。
- また、地方公共団体は、事業者や住民に身近な公的セクターとして、地域の実状に応じた地域住民への教育・普及啓発、民間団体の活動の支援、地域資源を活かした自然エネルギー導入のための調査・導入事業といった地域に密着した施策を国や地域の事業者と連携しつつ進めることが期待される。
- このほか、各主体の地球温暖化対策への参加を促すため、各主体との連携施策の集中導入により、他の地域の模範となるような先進的モデル地域を、目に見える形で数多く創出することが重要である。
- 特に、市町村は、中小事業者や住民との地域における最も身近な公的セクターとして、地域の自然的・社会的条件を徹底的に分析し、主として、地域住民への教育・普及啓発、民間団体の活動の支援、地域資源を活かした自然エネルギー導入のための調査・導入事業といった、地域に密着した、地域の特性に応じて最も効果的な施策を、国や地域の事業者と連携しつつ進めることが期待される。

- 特に、都道府県は、地域のより広域的な公的セクターとして、主として、交通流体策や中規模以上の事業者の取組の促進といった、広域的で規模の大きな地域の温暖化対策を進めるとともに、国と連携しながら、実行計画の策定を含め、管区内の市町村の取組の支援を行うことが期待される。
また、都道府県は、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員と協力・協働しつつ、積極的に市町村の取組・地域の取組を支援することが期待される。
- このほか、地域の関係主体が協力して地域における地球温暖化防止に関する取組をバックアップするため、国の地方支分部局、地域のエネルギー関係者、経済団体、消費者、NGO、都道府県地球温暖化防止活動推進センター等の参加を得た連絡会議が地域ブロックごとに置かれることが適当である。
- 地方公共団体は地域で地球温暖化対策を推進する責務を有するが、京都議定書の6%削減約束の履行は国際法により国に課せられた義務であること、地方公共団体による温室効果ガス排出抑制対策の便益は当該地域に限定されず、全国的に及ぶものであることを踏まえ、国は、特に積極的な地方公共団体の取組については、補助を含め、積極的に支援することが適当である。
また、地方公共団体が施策を講ずるに当たっては、国の施策との連携を図り、全国規模での効果的な削減を目指すことが期待される。

(2) 地方公共団体の事務及び事業に関し策定する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画

- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法の規定に基づき、京都議定書目標達成計画に即して、当該地域の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体の実行計画」という。）を必ず定め、その実施状況の公表を行う。
- 地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費に起因する排出量のみならず、廃棄物処理事業、水道事業、公営の公共交通機関の運営といった事業からの排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、地方公共団体の実行計画では、こうした事業も対象として策定することが適当である。